

II. 安全衛生及び環境配慮のマネジメント

① 安全衛生及び環境配慮のための体制

■ 基本方針・指針

JAMSTECの安全衛生管理は、労働安全衛生法や船員法等の労働関係法令に基づき各種委員会やパトロール、有害業務に係る作業環境測定、健康診断等を実施して職場の安全及び衛生の管理を行っているほか、ヒヤリハット事例・改善提案の収集、リスクアセスメントの推進、マネジメントシステム（PDCAサイクル）による継続的改善に努めています。

また、緊急事態が生じた場合に迅速に対応できるようマニュアルを整備し定期的に訓練を行っているほか、職員の安全衛生の意識向上のため、安全衛生教育を実施しています。

一方、環境配慮活動については、平成17年4月の環境

配慮促進法の施行に伴い、特定事業者として毎年環境報告書の作成と公表が義務付けられたため、これを契機として、平成18年3月に「環境への配慮に係る基本方針」を制定し、環境配慮活動に取り組むこととしました。また、それまで調査・観測活動を対象としたJAMSTEC全体としての環境配慮に関する指針は策定されておらず、更には海洋における調査観測活動について、「国連海洋法条約」や「生物多様性条約」等により、環境保全という観点からの実施が必要とされている情勢を受け、「環境への配慮に係る基本方針」と合わせて「調査・観測活動に係る環境保全のための指針」を制定し、実施することとしました。

令和8年4月1日から7年間に及ぶ第5期中長期計画の開始に伴い、「安全衛生及び環境配慮に係る基本方針」を刷新して、令和8年4月に制定しました。

安全衛生及び環境配慮に係る基本方針

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、安全と健康の確保を最優先とし、役職員が相互に協力し一丸となって自主的かつ継続的な安全衛生活動を促進することにより、健康の増進及び安全で快適な職場環境の形成に取り組めます。

また、我が国の海洋科学技術の中核的機関としての責務を認識し、高水準の成果の創出及びその普及・展開等を通じて、持続可能な社会の構築に貢献します。

以上の決意のもと、機構は安全衛生及び環境配慮に係る基本方針を定めます。

【安全衛生】事故防止・リスク低減の追求及び健康確保と安全で快適な職場環境の形成

機構は、「安全と健康はすべてに優先する」という基本理念のもと、働くすべての人の生命と健康を守り、安全で快適な職場環境を形成することが機構のあらゆる活動の基盤であると認識し、事業活動にかかわるすべての人の安全と健康の確保に取り組めます。

- (1) リスクアセスメントの実施により、職場や作業に潜む危険性や有害性を特定し、リスク低減措置を行うことにより、事故・災害の発生を未然に防止します。
- (2) 事故や災害の発生時には速やかに被害拡大防止措置を取るとともに、原因を究明し再発防止策を講じることにより、より安全・安心な職場環境を構築します。
- (3) 法令及び自ら定めた規程を遵守するとともに、安全衛生マネジメントシステムを適切に運用することにより、安全衛生活動を確実に実施し、併せて安全衛生の水準の向上を図ります。
- (4) 役職員相互のコミュニケーションの活性化を図り、多様な働き方を実現する働き方改革を総合的に推進します。

【環境】持続可能社会構築への貢献

機構は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを深く認識し、事業活動のあらゆる面において環境と調和した取り組みを推進します。

また、持続可能な社会の実現に向けて、環境負荷の継続的な低減と環境保護に率先して取り組みます。

- (1) 研究開発活動を通じて得られた地球環境変動に関わる科学的知見を広く社会に発信し、一人ひとりの環境意識の向上に貢献します。
- (2) 事業活動におけるエネルギー効率の向上を図り、温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、限りある資源を有効活用するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を推進します。
- (3) 環境に関する教育・啓発活動を行い、役職員の環境配慮行動を推進します。

調査・観測活動に係る環境保全のための指針

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、環境保全・生態系保全の観点から、海洋に関する基盤的研究開発の推進のための観測・調査研究及び技術開発等（以下「調査・観測活動」という。）の実施にあたり、以下の事項に配慮することとする。

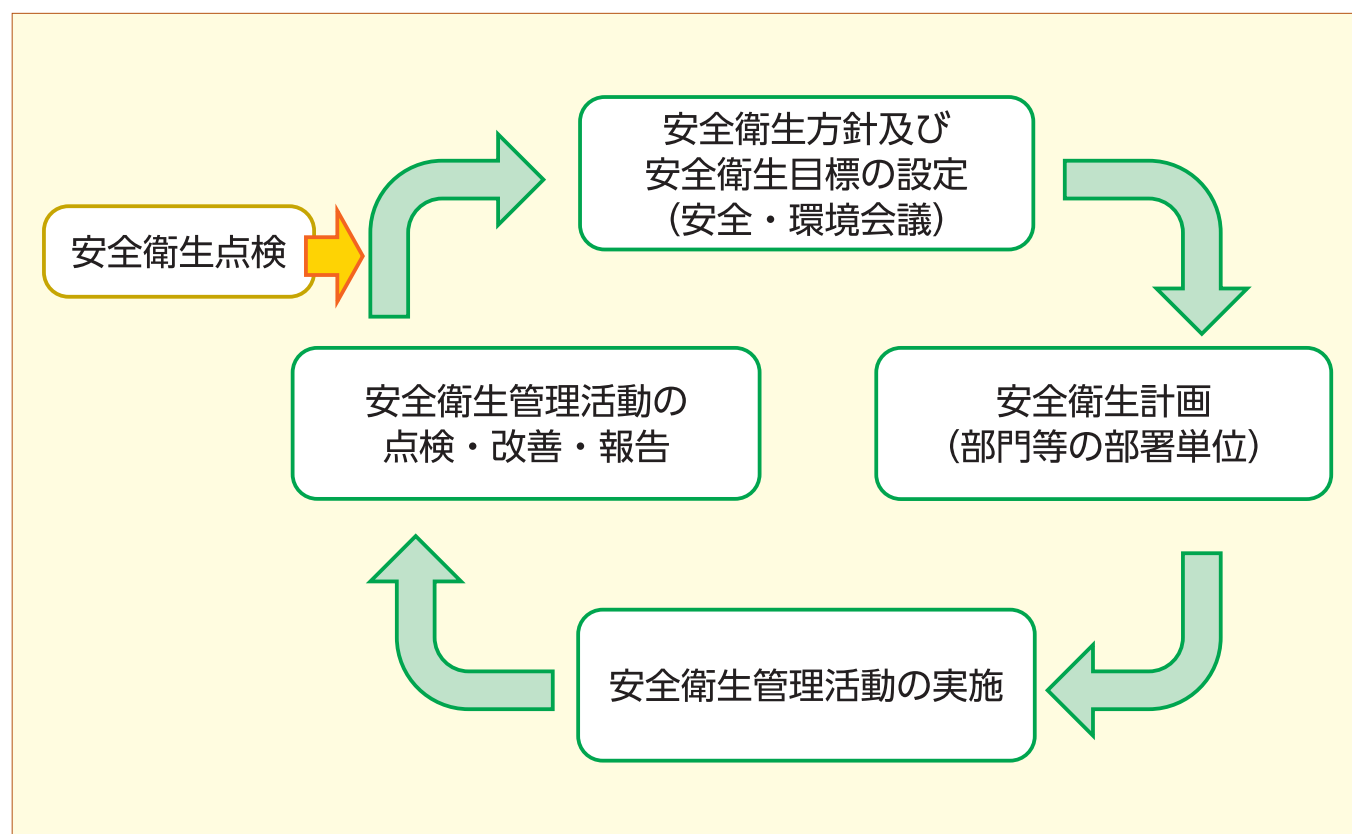
1. 機構は、調査・観測活動を実施する場合は、国内の関連法令はもとより、基本的に「国連海洋法条約」「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重する。
2. 機構は、調査・観測活動のために利用する機器、船舶及び無人探査機等の運用に際しては、環境保全及び生態系保全に配慮する。
3. 採取する試料については、環境の保全及び生態系の保全を最優先に考え、必要最小限に抑えるように努める。

■ マネジメントシステム

JAMSTECでは、安全衛生の管理と環境配慮活動に関する意思決定を、理事長を議長とする安全・環境会議で行っています。年度当初に開催される安全・環境会議では、安全衛生方針や、その年度の安全衛生目標を定め、この安全衛生方針や安全衛生目標を土台として、各部署それぞれが安全衛生計画を作成し、その安全衛生計画に従って安全衛生の管理や改善活動及び環境配慮活動を行います。各部署は安全衛生計画の実施状況を次年度の安全・環境会

議で報告することになっており、また必要に応じて安全衛生監理室の安全衛生点検を受けることとしています。この安全衛生計画の実施結果や安全衛生点検の結果を踏まえた上で現状の問題点や課題を分析し、それらの課題等を是正するように次年度の新たな目標の設定を安全・環境会議で行います。このような一連のサイクル（PDCAサイクル）により安全衛生マネジメントシステムの運用を行っています。

JAMSTECの安全衛生マネジメントシステム



■ 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題は、周知のとおり人類の生存基盤に関わる重大な課題ですが、我が国の地球温暖化対策は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を主軸として種々の施策や取組みが進められています。

また、令和3年10月には、温対法に基づき政府により策定される「地球温暖化対策計画」及び同計画を踏まえて策定される「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」が閣議決定され、「政府実行計画」に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を

2030年度までに50%削減することを目標とする。」との国が実行する地球温暖化対策の目標が掲げられました。

JAMSTECは、これまでもその研究開発活動を通じて、地球温暖化を始めとする地球環境変動の解明に取り組み、そこから得られた有益な知見を全世界に向けて発信してきたところであり、「地球環境変動の統合的理解とその予測」はこれからも継続して取り組むべきJAMSTECの重要な研究課題の一つです。このような地球環境の現状、JAMSTECが有している使命、そして政府の地球温暖化に関する施策に鑑み、現在及び将来に亘る人類の福祉に貢献するため、令和6年7月1日に「国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画」を改正し、地球温暖化対策を計画的に推進していくこととしました。

国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画（一部抜粋・要約）

1. 目標

政府実行計画に準じ、2013年度を基準として、JAMSTECの事業活動に伴い発生するエネルギー起源の二酸化炭素排出量を2030年度までに総量として50%削減することを目標とする。

2. 対象となる事業

本実行計画の対象となる事業は、JAMSTECが実施する全事業とする。

3. 具体的な温室効果ガスの排出の抑制等のための取組

(1) 基本的な考え方

本実行計画を推進するにあたっては、社会的・経済的な諸般の情勢を考慮しつつ、また、安全・衛生の確保及び有益な研究開発活動を阻害しない範囲において環境に配慮するという精神を念頭におき、「国立研究開発法人海洋研究開発機構安全衛生及び環境配慮に係る基本方針（平成26年4月25日制定）」の環境の項目に掲げる事項を具現化すべく、本実行計画に基づく諸活動に取り組むものとする。

(2) マネジメントシステムによる継続的改善

本実行計画を推進するにあたっては、PDCAサイクルによるマネジメントシステムの運用により、継続的に改善を行っていくこととする。

4. 評価

本実行計画の実施に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の評価については、研究及び開発事業における原単位による評価を行うための指標の確立が困難であるため、原則として総量をもって評価することとする。ただし、事業の拡大等に伴う施設・設備の増設等に代表される公正な評価を妨げる変動要因については、そのつど分析を行い、その要因を明らかにするものとする。

5. 公表

本実行計画の実施結果については、「安全・環境報告書」において、毎年度その状況を公表するものとする。

6. 実行計画の見直し

本実行計画は、法令の改正や地球環境を取り巻く情勢等、社会的・経済的な要因を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

■ 音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン

JAMSTECでは、海域において音波による構造探査（マルチチャンネル反射法（MCS）、シングルチャンネル反射法（SCS）、海底地震計（OBS）による屈折法探査等）を実施していますが、この音波がクジラやイルカに代表される海洋哺乳類に対して悪い影響を与えるのではないかと懸念

され、問題提議されています。そこでJAMSTECでは、海洋の生態系や生物多様性の重要性を認識し、クジラ等の海洋哺乳類が棲息する海域で構造探査を実施するにあたり、その影響を最小限に抑えることを目的として平成25年11月に「音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン」を定め、このガイドラインに従って構造探査を実施しています。

本ガイドラインの詳細は、<https://www.jamstec.go.jp/j/about/environmental/seismic.html>をご覧ください。

■ 令和8年度及び令和9年度の目標と令和7年度の実績

安全・環境会議において設定した令和8年度及び令和9年度の安全衛生目標と令和7年度の実績は次のとおりです。

令和8年度及び令和9年度の安全衛生目標

1. 安全衛生

- (1) 労働災害及び通勤災害の発生を0件とする。
- (2) 事故・トラブル（労働災害及び通勤災害を除く。）の発生及び被害の低減を図る。
- (3) 実施手順書等を整備し安全を確保するとともに保護具を適切に使用する。
- (4) リスクアセスメント（化学物質取扱業務を含む。）の実施を推進する。
- (5) 安全衛生（防災、緊急時対応、健康管理を含む。）に関する教育訓練を実施し又は受講する。
- (6) 定期健康診断（人間ドックを含む。）の受診率を100%とする。
- (7) 長時間労働の低減及び有給休暇等の休暇の取得の促進を図る。
- (8) ストレスチェック等の結果に基づき職場環境を改善する。

2. 環境

- (1) CO₂総排出量を2030年度までに50%削減（2013年度比）することを目指し温室効果ガスの排出を削減する。
- (2) 研究開発活動を通じて得られた環境に関わる知見を広く発信する。
- (3) 3R（Reduce・Reuse・Recycle）を推進する。
- (4) 環境美化を推進する。

3. その他

上記に掲げるものの他、その部署の状況を勘案し、必要な事項を目標設定する。

令和7年度 安全衛生・環境配慮目標

(1) 安全及び衛生に関する事項

- ① 整理整頓の徹底と安全対策の実施
構内に保管されている物品の整理を行うとともに不要となったものの廃棄を励行する。また、地震の際の什器類の転倒防止やキャスターの付いた台等の車止めを確実に、不安定な状態で物品を保管しない、避難経路を塞ぐようなものの配置をしない、電気のコンセントやプラグなどの健全性を確認するなどの安全対策を行い、安全な職場環境を形成する。
- ② 緊急時における対処方法の再確認
緊急時における、テレワークや不在者を含めた安否の確認方法や、「緊急連絡体制」、「事象発生時の対応体制」を確認し不備等があれば改め、明確化する。また、イベント開催時や研究室等での実験時、調査航海時、海外を含む野外調査や出張時などにおける緊急連絡体制、後方支援体制などを再確認し、従事する者全員で共有する。また、必要に応じて訓練を行う。
- ③ 事故・トラブル防止のための職場環境の形成
イベントの開催や調査研究の計画時に安全に関する検討を行い、リスクを明確化してアセスメントを行うことを習慣化する。また、安全に関する装置を適正に使用するとともに、適切な保護具を着用する。これにより、事故を未然に防ぐ予防策や万一事故が発生した場合にもその拡大を防ぐ軽減策を講じることができるようになる。日常業務においても、常に安全を意識し、安全を最優先とする職場環境を醸成する。
- ④ 安全衛生管理における法定義務の確認と適正な履行
担当業務・職場に関連する法、規程等を確認し、適正な履行を継続する。免許の保有技能講習又は特別教育の受講、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、作業主任者の選任など、担当業務において安全衛生管理上義務付けられている事項を確認する。通勤時や車両の運転時においても交通法規を守り、事故防止に務める。
- ⑤ 多様な働き方がしやすい職場環境の形成
有給休暇の取得、テレワークやフレックスの活用、長時間労働の解消等、多様な働き方を可能とする取り組みを推進する。

(2) 環境に関する事項

- ① 研究開発活動を通じて得られた環境に関わる知見の発信
機構の研究開発活動で得られた環境に関わる知見を広く発信することにより、環境に関する意識の向上や環境に配慮した行動を促す。
- ② 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減のための諸活動の推進
温室効果ガスの排出削減及びエネルギー価格の高騰を考慮し、地球温暖化対策のための政府及び機構の実行計画を達成するため、省エネルギー及び温室効果ガスの排出を削減するための諸活動をより一層推進する。
- ③ 環境に関するコンプライアンスの推進
廃棄物処理、海洋汚染の防止、エネルギー管理等、環境に関連する各種規範の要求事項を再確認し、環境に関するコンプライアンスを推進する。

令和7年度の主な実績事例

実施内容（実績）	実施部署
【衛生】可能な範囲で大掃除を実施した。その際などにコンセントや、高所からの落下防止などに関する点検や改善を行った。日常や航海中の作業スペースで整理整頓を心がけ、不要物を廃棄した。	地球表層システム研究センター
【安全】総合防災訓練の機会に、緊急情報確認システムによる安否確認を実施し、個人からの応答をもとにして、特に新規着任者を中心として登録状況の確認と改善、サポートを行った。	
【環境】セミナー発表資料や事務連絡用資料は電子媒体を基本とし、紙資料の使用は極力控えている。また、退勤時のデスクトップPCの電源オフを奨励している。	環境変動予測研究センター
【安全】近年発砲事件が多発しているフィリピンでの観測実施が数件あったため、共同研究相手と密接に連絡を取り情報を得るとともに、宿泊先なども安全性を考慮して選ぶなど、リスク回避に努めた。また、毎回訪問前に関係者全員で打ち合わせを行い、安全行動を確認した。	大気海洋相互作用研究センター
【安全】熊対策として、自治体からの熊出没アラートを適宜確認して注意を促すとともに、市役所担当課職員に熊出没について相談し、関根浜港敷地内を確認してもらった。その際、見通しの悪い草むらがある旨が指摘されたため、対象箇所の除草などを行った他、海洋地球研究船「みらい」の汽笛を数度に分けて吹鳴させ、普段は聞かない音源を発生させることで、熊との遭遇を避ける対策を行った。また、むつ研究者在勤者への熊スプレー、熊よけ鈴を貸与し、屋外の作業等がある場合には携行することとして周知した他、出張者貸出用に熊スプレーと熊よけ鈴を2セット準備した。	むつ研究所
【環境】在勤者への省エネルギーの実施について、照明の効率的な利用や空調の適切な管理、OA機器の電気オフの徹底を依頼している。労働安全衛生連絡会では毎月の電力使用状況を共有し、グラフ化して意識の向上を図っている。また、季節の変わり目に、所内全体に省エネ推進協力依頼メールを配信している。また、電力の「デマンド監視情報」を活用して、アラートが発出された際には所内に周知をし、省エネに一層配慮する取り組みを継続的に行っている。また、窓等の熱対策として、交流棟の窓を断熱性の高いものへ交換し、食堂及び保管庫にはロールカーテンを設置した。	
【衛生】大掃除も着実に実施したが、次期中長期計画における組織再編に伴い、当部門は大規模な居室移動の対象となった。そのため、断捨離を積極的に推進しスリム化を図った。引越しに伴い電気工事もあり、普段できない箇所の掃除や古い電気コンセントの交換など、整理整頓と安全対策のよい機会となった。	超先鋭研究開発プログラム
【防災】事業継続力強化計画について高知コア研究所の実情に即した内容を検討し、被災時におけるコアサンプル提供に猶予が与えられる可能性が高いことから事業継続の上で最優先事項が人命であることを再確認し、南海トラフ地震臨時情報等の発令への対処が重要であるとの認識の下、初動体制を確認した。	高知コア研究所
【安全】船上あるいは岸壁における作業時には救命胴衣を着用し、高所作業実施の際には墜落制止器具（フルハーネス）を着用した。	SIP海洋統括プロジェクトチーム
【衛生】大掃除を実施し、各自のデスク上の書類を整理するとともに、部の共有スペース・物品を整理し、不用品を廃棄することで作業環境を整理した。また、デスクや部の共有スペースのコンセントに不安箇所がないことを確認した。毎月の労働安全衛生委員会での議論や資料を委員が終了後速やかに部内に展開し、所内で起きうる事故やトラブル、その対策について周知を行った。	経営企画部
【衛生】横須賀本部各所にあった大型重量物等の収集運搬・廃棄処分を実施した。テント倉庫の撤去の他、各種ウインチ、船用コンテナ等を廃棄した。	総務部
【安全】熱中症対策として、予想最高気温をもとに作業の可否を決定するとともに空調服の着装やWBGT計を携行させた。また、工事等の受注者に対しては、施工計画書に熱中症対策（空調服の着装、WBGT計の携行、現場事務所に冷たい飲みものや塩タブレットの用意）を記載させ、対策を講じているか定例会などで確認を行った。	
【環境】会議資料は電子化しスクリーン投影やWEB会議システム上で閲覧し紙資源を削減した。ペットボトルキャップ回収を実施した。その他、各種カートリッジ（インク、トナー、テブラ）のリサイクルも行った。照明の昼光利用・人感センサー、空調温度のデフォルト設定・切り忘れ防止タイマー、複層ガラス（Low-eガラス）や遮熱フィルムなど。また、横須賀本部及び横浜研究所の電気の供給契約においては、再エネ電力比率40%の契約を締結した。	総務部
【衛生】船舶での勤務体系について事業場外みなし労働制度を導入した。併せて、実労働時間についても正確に把握する仕組みを整えた。障がい者の働き方については、引き続き在宅勤務制度やフレックスタイム制度の柔軟な運用を継続し、個別の事情に対応した。	
【衛生】使用しなくなった什器・備品を供用替えや廃棄を行い、就業環境を改善した。また、所内便封筒等をリユースコーナーへ提供した。	研究推進部

ヒヤリハット・改善提案の事例紹介

場 所	事 例
横須賀本部	コンテナ置き場において、落石などに注意が必要な旨の標識が貼られていなかったため、注意喚起の標識を貼付した。
	深海総合研究棟において、破損したコンセントの差込口が確認されたため、換装までの間、「使用不可」の貼紙を貼付した。
	深海総合研究棟において、消防隊進入口が棚及び物品で覆われていたため、レイアウトを変更し、消防隊進入口前にあった棚及び物品を移動した。

横浜研究所	地球情報館1Fの防火シャッターの真下に工事業者が資材置き場を設定していたため、工事業者には防火シャッターや防火扉に干渉する場所に資機材を置かないよう連絡した。 情報技術棟の居室において、デスクの配置が入り組んでいることから、廊下に出るまでの経路が回り込むような状態になっていたため、デスクのレイアウトを見直し、災害時の避難経路を確保した。
むつ研究所	試料・分析棟の屋外部にある保管庫内の内容物（可燃性等）が外部から判別できるようになっていないため、緊急時の消防活動での迅速なリスク把握のために、内容物が判別できるような表示を行った。 観測機材整備場において廃液入容器の搬出作業中、容器（ポリエチレン缶）を平パレットにおいた際、置いた反動により廃液が漏出し、作業者が着用していた軍手に付着し周辺にも飛散したため、以下の3点を徹底するように申し合わせた。 1. 受取時の確認：廃液処分依頼元から廃液入容器を受け取る際は、中栓や外蓋が確実に密栓されているか確認する。 2. 搬出前の再確認：廃液保管室から運搬する前にも、廃液入容器の密栓状態を再確認する。 3. 防護用品の準備・着用：必要な防護用品を事前に準備し、着用を徹底する。
高知コア研究所	エントランスのパーテーション裏に不要な什器が置いたままになっているため、不用品処分した。 コア保管庫において、コアラック耐震固定用の金具が1か所脱落しているのが確認されたため、構成部品を回収し再度、固定した。併せて、同様の事象が発生していないか、保管庫の目視点検を実施した。
国際海洋環境情報センター	利用開放ゾーンにおいて、非常口窓ガラス等に貼ってある「走るなマーク」が、同じく窓に貼っている「非常口サイン」と酷似していて、避難口なのか通用禁止なのか分かりづらいので、「走るなマーク」を取り除き、別途「館内は走らないでください」を案内するポップを掲示した。 保管室に廃棄予定の電源タップが段ボール箱に入れて置いてあり、他に流用されると火災の原因になる恐れがあるため、テープで封をし、「廃棄予定/使用不可」である旨を明記した。
船舶（白鳳丸）	酸素、アセチレンの保管庫が外部から何が保管されているのか判別できないので、保管庫カバーの表面に酸素、アセチレンの各化学式を表示するとともに、保管庫横に安全標識を貼付した。

② 安全衛生・環境関連委員会等の活動

JAMSTECが実施している研究や開発などの事業活動を円滑に行うためには、事故・トラブルの未然防止、作業場の作業環境測定などの衛生管理、エネルギーの効率的な使用、コンプライアンスの推進、リスク管理などを適切に行い、あらかじめ対策を取ることが重要です。JAMSTECでは、これらについてルールを整備して制度的に管理しているほか、分野ごとに以下の表に示す各種の委員会等

を設置・開催し、その所掌に応じて安全衛生・環境に関するいろいろな課題を審議し、懸案となる課題の解決を図っています。

また、比較的大規模なプロジェクトなどについては事前に個別の専門委員会を設置・開催し、課題解決のための対応を行っています。

安全衛生・環境・リスクマネジメント関連委員会等と設置の目的

委員会名称	設置の目的
安全・環境会議	JAMSTECの安全衛生管理の方針や目標、安全衛生と環境に関する重要事項を審議します。また、各安全委員会の所掌の調整も行います。
労働安全衛生委員会	職員の安全・衛生・健康の維持に関して調査・審議します。
衛生管理者連絡会	衛生に関する技術的事項の管理に必要な調査及び情報の共有を行います。
研究安全委員会	JAMSTECで行われる重要な調査・研究を安全に推進するための方策などを審議します。
化学物質安全委員会	試薬などに代表される化学物質の取扱いに関して、環境の安全や職員の健康と安全について調査・審議します。
遺伝子組換え等実験安全委員会	遺伝子組換え実験及びゲノム編集実験に関しての安全性を調査・審議します。
微生物等実験安全委員会	微生物実験に関しての安全性を調査・審議します。
放射線安全委員会	放射線障害の防止について、調査・審議します。
船内安全衛生委員会	学術研究船の船内における安全・衛生管理及び、火災予防等について調査・審議します。
エネルギー使用合理化推進委員会	エネルギーの合理的な使用について審議します。
リスク管理・内部統制委員会	リスクマネジメントに係る基本方針、体制、推進の基本的事項及び緊急時の対応並びに内部統制の推進に関する重要事項等について検討・審議します。